

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第65号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例</u>（平成21年新潟県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>条例別表第1に掲げる病院</u>（以下「病院」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例</u>（平成21年新潟県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に伴い、<u>新潟県立魚沼基幹病院</u>（以下「病院」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正（「新潟県立魚沼基幹病院」を「条例別表第1に掲げる病院」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。